

作成年月日	平成 27 年 6 月 1 日
変更年月日	平成 28 年 4 月 26 日
変更年月日	平成 29 年 6 月 28 日
変更年月日	平成 30 年 3 月 23 日

横浜町再生可能エネルギー基本計画

平成 3 0 年 3 月

青森県横浜町

目 次

1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針	1
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3	2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項	2
5	自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	2
6	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	3
	(1) 目標	
	(2) 目標の達成状況についての評価	
7	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	3
8	その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	3
	(1) ホームページ等による周知	
	(2) 設備整備計画の認定	
	(3) 設備整備計画の認定の取り消し	
	(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定	
	(5) 区域外の関係者との連携	

横浜町再生可能エネルギー基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

横浜町は、下北半島の首位部、陸奥湾に面した臨海山村である。東西 12km、南北 23km、周囲 68km で 126.38 k m²を有し、東部は下北半島の背深山脈を隔て東通村、六ヶ所村と相対し、北はむつ市、南は野辺地町と接している。海岸線からしだいに丘陵地帯となり、町の面積の約 40%を国有林が占めている。土地利用状況は、田・畑、山林、原野がそれぞれ約 20 k m²と、海から原・山と連なるなだらかな土地に沿った利用状況となっている。本町の気象概況は、夏には南東風（ヤマセ）が多く、また、冬には北西の風が強い。

第 1 次産業は年々大幅な減少が進み、農業では、農産物の価格不安定、機械化による経費の増大による経営不振等により将来に対する不安が大きいため農業後継者が育たないことが上げられる。漁業についても主力のホタテ養殖が不順天候の影響や価格の低迷により同じような状況が上げられ、高齢化の進行も顕著である。このような中、耕作放棄地や未利用地の積極的活用や農林漁業の健全な発展と地域として調和のとれた取り組みを実現する。

当町は、平成 13 年度に「横浜町地域新エネルギービジョン」を策定し、地域振興策として最大の効果を発揮できるよう「人と環境に優しくエネルギーに強い横浜町」を目指している。このビジョンの第 8 章では「新エネルギー導入を推進していくためには、行政側だけでなく事業者などの民間も含め、全ての主体が共通の認識のもとにそれぞれ協力して環境の保全に向けて行動していくことが必要である。」と定義している。この中で特に事業者の役割として「事業者は、地域社会の構成員として、自らの企業活動と環境・エネルギー問題が密接な関わり合いがあることを深く認識し、これに留意した企業理念や行動指針を確立し、行政側と連携をとりつつ、実際に新エネルギーを積極的に活用するなど、起業市民として地域社会や地球環境の保全に積極的に貢献していくことが望まれる。」とまとめている。

第 5 次横浜町総合振興計画では、第 1 章第 3 節において地球環境問題の進行があげられており、町民・事業者・行政の協働による新エネルギーの活用やリサイクルなど、環境への負担軽減にむけた取り組みにより、持続可能な循環型社会、低炭素社会の構築を図っていくことが必要であると位置づけられており、第 2 章基本構想では計画的な土地利用の推進等生活環境の向上や、この基本施策の中においてもかけがえのない自然、地球環境保全の取り組みとして、自然エネルギーの有効活用の推進等があげられている。

このほか、横浜町菜の花活用プロジェクト計画調査（平成 14 年度策定）、バイオマス発電資源循環プロジェクト事業調査（平成 16 年度策定）、「横浜町過疎地域自立促進計画」（平成 22 年度～平成 27 年度）等の関連する各種計画もあることから、これらの方針や計画との整合性を保ちながら地域が主体性を持った取り組みを持続できるよう再生可能エネルギーとの共存を図っていくことを基本方針とする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
A	横浜町字雲雀平 6-1 外 14 筆	10,855	横浜町雲雀平風力発電所
	詳細は別紙 1 のとおり	10,855	
B	横浜町字雲雀平 6-106 外 23 筆	36,268	横浜町風力発電所
	詳細は別紙 2 のとおり	36,268	
		47,123	

3. 2 の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	32,200 kW	横浜町雲雀平風力発電所 14 基(2,300kW 級)
B	風力発電	38,000 kW	横浜町風力発電所 12 基(3,600kW 級)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

横浜町において、地域の農林漁業と協調を保てるよう発電事業者の販売収益の中から一定程度の資金協力を基金化し、農林漁業団体の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとする。

また、活用事業については毎年度見直しを行うこととし、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興策を目指すこととする。

5. 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

A及びB地区で実施される風力発電に係る再生可能エネルギー事業は、総出力が 10,000 kW 以上を超えることから、環境影響評価法の対象事業(第一種事業)であり、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項については、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応している。

従って、本項においては、本基本計画の協議会における議事とすることではなく、経済産業大臣の環境影響評価書の確定通知をもって、代替とすることとする。

6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

A地区における風力発電設備は総出力 32,200 kW(2,300 kW×14 基)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となっている。現状の計画では、固定資産税等の税収は 20 年間で 12 億円程度と見込まれている。

また、B地区における風力発電設備は総出力 38,000 kW(3,600 kW 級×12 基)であり、本基本計画に基づいた認定設備整備計画による風力発電設備となる。現状の計画では、固定資産税等の税収は 20 年間で 15 億円程度と見込まれている。

さらに、発電設備の建設については地元企業優先での初期工事が行われるほか、将来的にはメンテナンス会社の設置も見込まれる。

(2) 目標の達成状況についての評価

プロジェクトの達成状況については、横浜町再生可能エネルギー推進協議会の中で事業者からの認定設備整備計画の進捗及び結果を報告することとする。

また、町に対しても 4 半期ごとの進捗状況等を報告するものとする。(4～6 月分を 7 月報告、7～9 月分を 10 月報告、10～12 月分を 1 月報告、1 月～3 月分を 4 月報告)

さらに、今後の再生可能エネルギーの導入については、国や電力会社等の再生可能エネルギーの導入量に関する情報収集等に努め、関係機関と意見交換を図ることとする。

7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去しなければならない。また、使用した土地については、直ちに原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、土地賃借契約書内に記載されていることを確認することとする。

8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、当町の広報やホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、当町の是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、当町の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、再生可能エネルギー発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で、本協議会へ参加することとする。

(5) 区域外の関係者との連携

横浜町、設備整備事業者(再生可能エネルギー発電事業者)、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合等の関係者は、当町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととする。

(別紙 1)

A地区

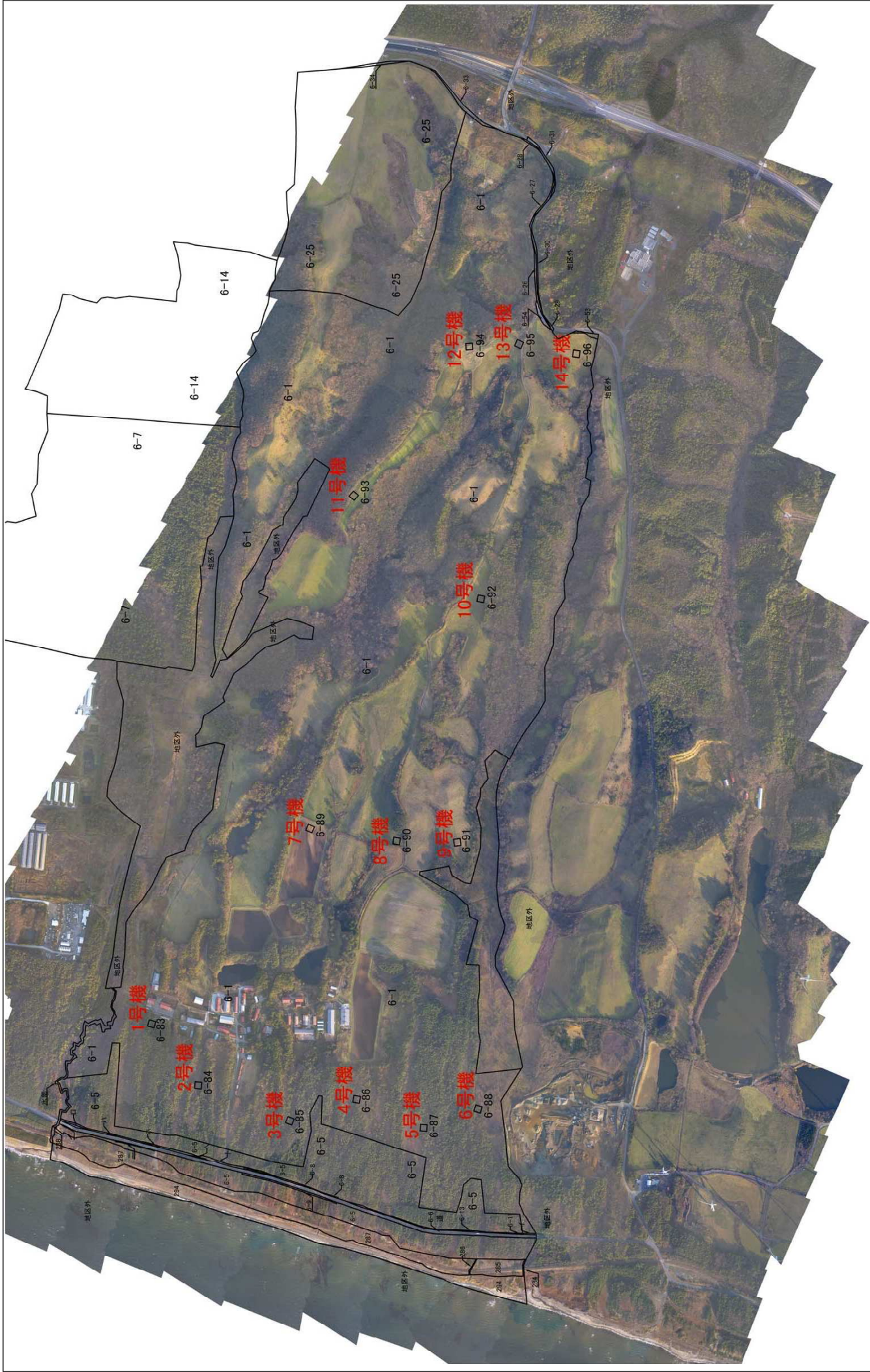
再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
A	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-1	5,255	横浜町雲雀平 風力発電所
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-83	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-84	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-85	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-86	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-87	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-88	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-89	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-90	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-91	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-92	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-93	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-94	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-95	400	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-96	400	
	10,855		

B地区

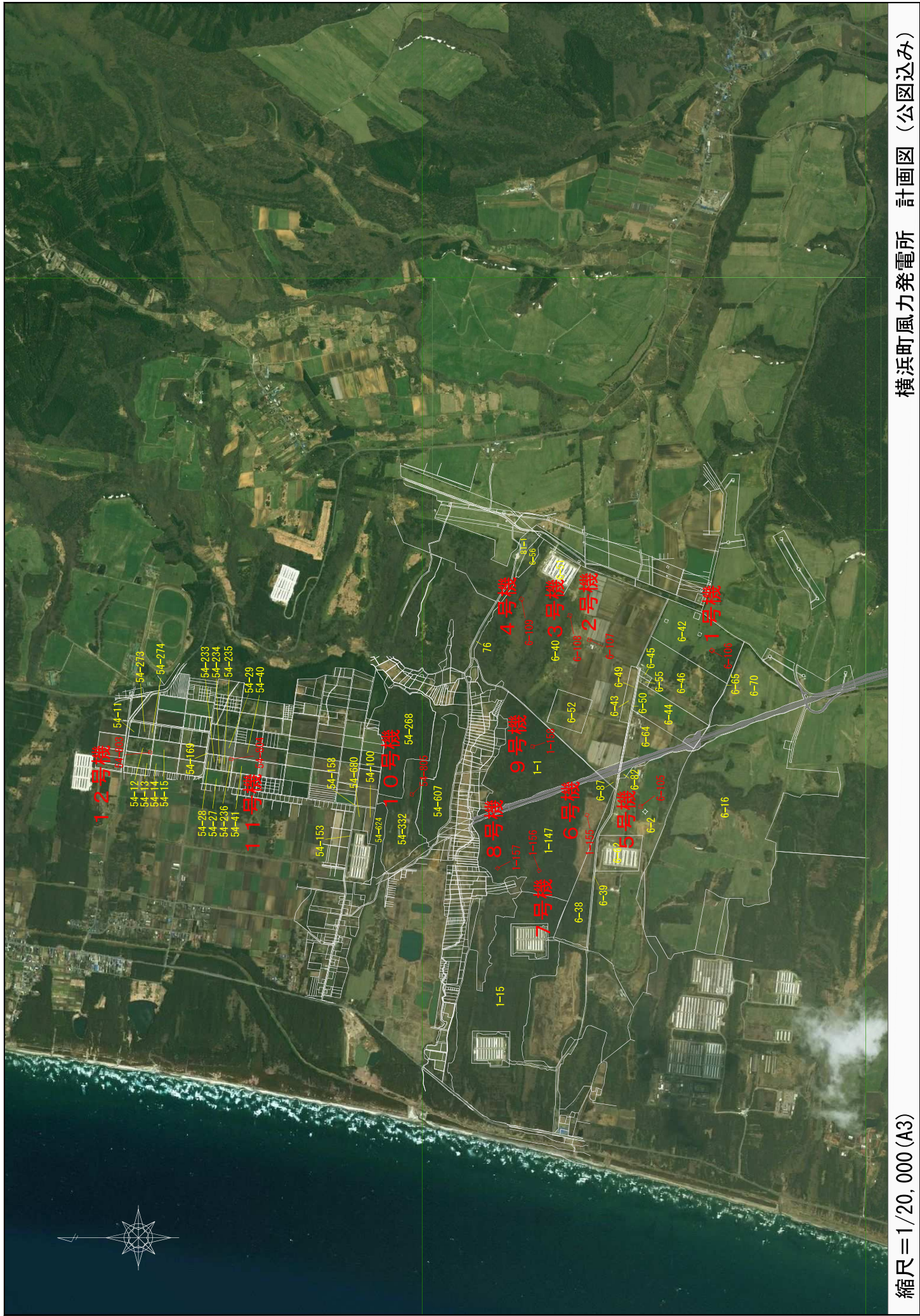
再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
B	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-106	500	横浜町風力発電所
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-42	2,828	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-107	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-108	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-109	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-40	2,839	
	青森県上北郡横浜町字二又 81-60	264	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-105	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 1-155	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 1-156	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 1-157	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 1-147	9,929	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 6-38	880	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 1-158	500	
	青森県上北郡横浜町字雲雀平 1-1	3,701	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-805	500	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-332	2,707	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-153	2,716	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-158	910	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-680	65	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-624	569	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-804	500	
	青森県上北郡横浜町字吹越 54-803	500	
青森県上北郡横浜町字吹越 54-169	2,860		
	36,268		



横浜町雲雀平風力発電所 計画図(公図込み)

縮尺: 1:10,000



縮尺=1/20,000 (A3)

横浜町風力発電所 計画図 (公図込み)